

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の一部改正に係る意見募集について

I 改正の目的

令和 4 年 4 月 1 日より「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、以下「再エネ特措法」という。）の改正実施に伴い、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」、「投資信託財産の計算に関する規則」（以下、「投資信託財産計算規則」という。）、「投資法人の計算に関する規則」（以下、「投資法人計算規則」という。）等の関係内閣府令の改正に平仄を合わせるための対応の実施、また、「投資法人計算規則」に規定されている「投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項」に係る記載の手当て及びその他所要の整備を実施するため、不動産投信専門委員会を中心に検討を重ねてきたところである。

その検討結果を踏まえ、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等について改正を行うこととしたい。

II 募集期間

主に、再エネ特措法その他の法令改正に対応するものであることから、下記の日程で、意見募集を実施する。

令和 4 年 4 月 15 日（金）より令和 4 年 5 月 2 日（月）（午後 5 時）まで

III 主な改正の内容

- ・投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則の一部改正

「再エネ特措法」の法令名称の改正及び再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項の表示を追加する。

（第 22 条第 1 項第 14 号、第 26 条第 1 項第 14 号、
第 29 条第 1 項第 14 号、第 34 条第 1 項第 14 号）

「投資法人計算規則」に規定されている「投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項」についての記載事項の追加及びその他必要な整備を実施する。

（第 26 条第 1 項第 10 号及び第 10 号の 2、
第 34 条第 1 項第 10 号及び第 10 号の 2）

- ・投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則の一部改正

再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を（１）再エネ特措法の制度の概要（２）収益を生じる源泉となる事業等の具体的実績（３）供給促進交付金の基準価格からの算出方法（４）前各号に掲げるもののほか、投資主が組入資産の明細を理解することに資する事項として定めること及びその他必要な整備を実施する。

（第13条、第14条、第17条、第18条、これら改正に伴う条ずれの整備）

・不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議及びインフラ投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議の一部改正

「再エネ特措法」の改正に伴う「投資信託財産計算規則」及び「投資法人計算規則」の改正を受け、「再生可能エネルギー発電設備等の明細表」の（記載上の注意）につき、必要な改正を実施する。

（別表4、別表5、別表6及び別表7、（14）組入資産明細、ロ再生可能エネルギー発電設備等の明細表（記載上の注意）2、6、7、8、9、10）

・インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則の一部改正

「再エネ特措法」の法令名称の改正に伴う改正を実施する。

（第3条第3項）

・その他所要の整備

（「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」第10条、第18条、第19条、第21条、第23条、第42条の2、第42条の3、第47条の4、第47条の5、「不動産投資信託等の委員会決議」別表4（22）、別表5（24）、「インフラ投資信託等の委員会決議」別表6（22）、別表7（3）、（9）、（24））

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和4年5月開催予定の自主規制委員会・理事会において一部改正を行うことを目標とする。

以 上